

地域振興券 3月15日から交付されます！



広報1月号でお知らせしました交付対象者に、3月15日から「地域振興券」が交付されます。都留市で把握可能な交付対象者には、3月15日までに通知で交付の連絡をします。交付日までに通知がなく、該当と思われる方は、恐縮ですが地域振興課にご連絡ください。

交付場所は、地域振興課および各地域コミュニティセンターの窓口において、下記日程により交付します。ご都合のつく場所で交付を受けてください。

地域振興券交付日程

月・日	対象地区	申請・交付場所	月・日	対象地区	申請・交付場所
3・15	上谷地区	市役所1階 地域振興課 特設窓口	3・15	東桂地区	東桂地域コミュニティセンター
3・16	中谷地区		3・16	禾生地区	禾生地域コミュニティセンター
3・17	下谷地区		3・17	宝地区	宝地域コミュニティセンター
3・18	三吉・開地区		3・18	盛里地区	盛里地域コミュニティセンター
3・15～	全地区				

申請・交付時間は、市役所・各地域コミュニティセンターとも午前9時から午後4時までです。

地域振興券の申請・交付の手続きは、平成十一年六月十四日までに忘れずにお済ませください。
十五歳以下の者の属する世帯の世帯主で、引換券が送付された方には当日「地域振興券」が交付されます。
なお、十六歳以上で申請により交付を受ける対象者については、審査がありますので当日の交付はされませんのでご注意ください。

地域振興券の使い方

交付を受けた「地域振興券」は、平成十一年三月十五日から同年九月十四日まで使用することができます。

「地域振興券」が使用できる地域

都留市内のみ使用可能で、市に登録した「特定事業者」の店舗など（ステッカー・ポスターにより特定事業者を表示）で利用できます。「地域振興券」一枚の額面は千円となっています。使用した金額が千円以下であっても釣銭を受け取ることはできませんのでご注意ください。

問合せ先 地域振興課